

確定が困難な場合については、当該都道府県又は市町村における「海外出張の際に適用される旅費及び日当の基準（旅費等に関する規則等）」に基づき算出された額を渡航費用とすること。

(3) 検討の結果、渡航費用について収入認定を行うと判断した場合であって、被保護者が渡航を取りやめた場合

渡航に充てるために所持していた金銭は、次のとおり取り扱うこと。

ア 保護費のやりくりにより貯えた金銭の場合

生活保護の趣旨目的にあった用途で使用するよう指導し、改めてその用途について被保護者本人より確認すること。その結果、当該貯えた金銭を収入認定するか否かについて、保護の実施要領課長通知第3の18に基づき再度判断すること。

イ 他の者からの援助等による金銭の場合

既に援助金等を受領している場合は、援助金等の出資者に速やかに返却するよう指導すること。その結果、返却されたことが確認された場合は収入認定を行うことを要しないものである。

3 留意事項

(1) 上記の渡航費用の取扱い及び事前の届出の必要性等については、日頃から「保護のしおり」等を用いて被保護者に周知しておくこと。

(2) 事前の届出がなく、帰国後において海外渡航の報告があった場合においても、上記2のとおり取り扱うとともに、今後必ず事前の届出を行うよう指導すること。

6 費用の返還関係

○第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について

昭和47年12月5日 社保第196号
各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長宛 厚生省
社会局保護課長通知

注 本通知は地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。(II第1章(地方分権関係)平成13年3月27日社援保発第19号参照)

標記について、今回下記のとおり取扱い方針を定めたので、了知のうえ、管下実施機関を指導されたい。

記

1 生活保護法第63条という資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後支弁された保護費については法第63条の返還対象となること。

2 実施機関は、1による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。

この場合、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害、自動車事故については次の時点であること。

(1) 公害の場合

ア 第1次的に訴訟等を行なった者については、最終判決または和解の時点

イ 第1次訴訟等の参加者以外の者であって、客観的に第1次訴訟等の参加者と同様の公害による被害を受けた者と認められる者についても、アと同一の時点

ウ ア、イに該当しない者については、その訴訟等に関する最終判決または和解の時点

(2) 自動車事故の場合

自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点